

奥長 第 1606号  
平成30年10月22日

居宅介護支援事業所管理者 様

奥州市健康福祉部長寿社会課長

訪問介護（生活援助）に係る居宅サービス計画の届出について

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）の改正により、下記に該当する居宅サービス計画を位置付けた際は保険者へ届け出ることとなりましたが、その届出の取扱いは下記のとおりとすることを通知いたします。

## 記

### 1 対象となる居宅サービス計画

平成30年10月1日以降に作成又は変更した居宅サービス計画であって、次の回数以上の訪問介護（生活援助）サービスを位置付けたもの。

| 要介護 1 | 要介護 2 | 要介護 3 | 要介護 4 | 要介護 5 |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 27回   | 34回   | 43回   | 38回   | 31回   |

### 2 届出

- (1) 届出期限 作成又は変更した月の翌月の末日
- (2) 届 出 先 奥州市健康福祉部長寿社会課  
〒023-8501 奥州市水沢大手町一丁目1番地 奥州市役所内
- (3) 届出方法 窓口での提出又は郵送による提出
- (4) 届出書類 訪問介護（生活援助）サービスに係る居宅サービス計画届出書  
第1表 居宅サービス計画（1）  
第2表 居宅サービス計画（2）  
第3表 週間サービス計画書  
第4表 サービス担当者会議の要点  
アセスメント表（フェースシート等を含む。）

（次頁へ続く）

#### 4 検証

提出された届出については、当該届出の提出期限の翌月に地域ケア会議等においてその内容を検証することとなりますが、当該居宅サービス計画を作成した介護支援専門員（必要に応じ、サービス事業所）においては、その検証の場へ出席のうえ、説明をお願いすることとなります。

検証の場への出席については、あらためて、御連絡いたします。

【担当：伊藤 Tel24-2111内線263】